## 令和6年度4月入学

# 徳島大学大学院保健科学研究科 博士後期課程 学生募集要項 (国際連携大学院共同学位プログラム)

徳島大学大学院保健科学研究科は、外国連携大学であるシリマン大学看護学科看護学博士課程及びセントポール大学大学院看護学研究科(フィリピン)(以下「外国連携大学」という)と結んだ学術交流に関する協定書に基づき、共同して、それぞれの大学に所属する学生が本研究科及び外国連携大学の学位を取得できる国際連携大学院共同学位プログラムを開設しています。

本プログラム学生は、徳島大学大学院保健科学研究科及び外国連携大学に籍を置き、両大学の指導教員の指導のもと、両大学からの博士の学位の取得を目指します。

本募集要項は、外国連携大学から本プログラムに入学する学生を選抜するものです。本要項に従って、 本プログラムに入学が認められた外国連携大学の学生は、徳島大学の正規学生として入学することができます。

## 1. 募集人員

| 専 攻 | 領域      | 分 野       | 学 位     | 募集人員 |
|-----|---------|-----------|---------|------|
| 保健学 | 生涯健康支援学 | 生涯健康支援看護学 | 博士(保健学) | 若干名  |
|     |         | 生涯健康支援医療学 |         |      |

## 2. 出願資格

外国連携大学大学院博士後期課程に在籍している者、または入学を許可されている者。 なお、出願資格の最終認定は徳島大学大学院学則に則り行われる。

## 3. 出願手続等

(1) 出願期限

令和5年11月17日(金) 必着

(2) 受付場所

〒770-8503 徳島市蔵本町三丁目18番地の15 徳島大学蔵本事務部医学部学務課第二教務係 電 話 +81-88-633-9009

## (3) 出願書類等

① 入学志願票

本学生募集要項の添付書類によること。上半身・無帽・正面向きの写真( $4 \, \mathrm{cm} \times 3 \, \mathrm{cm}$ )を、所定欄に貼り付けること。

② 卒業・修了(見込み)証明書 出身大学の機関長が作成した卒業証明書及び博士前期課程修了(見込み)証明書

## ③ 成績証明書

学部及び博士前期課程における成績証明書、並びに博士後期課程入学試験成績証明書を出身大 学の機関長が作成し、厳封したもの。

④ 推薦書(書式は任意とする。)

外国連携大学院の機関長及び指導教員が作成し、厳封したもの。推薦書は徳島大学長宛とし、被推薦者の名前、生年月日、国籍が記入されていること。推薦書には、被推薦者が博士後期課程に在籍しているか、あるいはその予定であることを明記するとともに、その学生の研究能力や人物の評価についても記載されていること。

- ⑤ 修士学位論文要旨又は研究経過報告書(修士課程修了見込みの者) 書式は任意とする。
- ⑥ 研究業績調書(書式は任意とする。) 研究論文や研究発表論文の別刷り、特許などがある場合には、それらのコピー及びそれぞれの概要(300字程度)を添付すること。
- ① 研究計画書(書式は任意とする。) 研究を希望するテーマ、目的、方法、構想等について、研究指導を希望する教員と相談の上、 記入すること。

## 4. 入学者の選抜

(1) 選抜方法

入学者の選抜は書類審査及び面接の結果を総合して行う。

(2) 面接

面接は、直接対面か、またはインターネットを利用した双方向音声・画像通信のいずれかで行い、 修士論文(修了見込みの者に対しては研究経過)、その他の研究業績及び研究計画の内容につい て英語で問う。

(3) 面接実施日

令和5年12月4日(月)~令和5年12月15日(金)のうち1日 なお、実施時間は10:00~16:00の間とするが、原則として出願者の都合に合わせて決定する。

5. 合格者の発表

合格者の受験番号を次のとおり発表するとともに、合格者に対し文書で通知する。

なお、電話等による合否の照会は受け付けない。

発表日時:令和6年1月24日(水)11時

発表方法: 医学部正門掲示板にて掲示

## 6. 入学手続き

(1) 入学手続期間

令和6年2月14日(水)~令和6年2月19日(月)

- (2) 授業料等学生納付金
- ① 受験料・入学料・授業料:不徴収とする。
- ② 学生教育研究災害傷害保険料:1,000 円

③ 学生後援会費:9,000円

# 7. 入学許可の取消し

- (1) 合格者が、入学手続き完了後に、見込まれていた入学資格を取得できなかった場合等には、入学 許可を取り消す。
- (2) 出願書類等及び入学手続等に関する書類等について、虚偽のものを提出したこと、又はその他の 不正な事実が判明したときは、入学後であっても、入学許可を取り消すことがある。

## 8. 安全保障輸出管理について

徳島大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「徳島大学安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から学生の受入れに関して、厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合があります。願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど、出願にあたっては注意してください。

詳細については以下の研究支援・産官学連携センターのホームページを参照してください。

https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/yusyutsu.html